

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、広島県水道広域連合企業団契約規程(令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第9号)により公告する。

入札者は1から5の個別事項ほか別記「一般競争入札（事後審査型）公告共通事項」（以下「共通事項」という。）に従う必要がある。

なお、本件は、広島県電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、安芸高田市電子入札実施要領（以下「電子要領」という。）に従って行わなければならない（電子要領が特に定める例外の場合を除く。）。

令和7年8月21日

広島県水道広域連合企業団 安芸高田事務所長 竹内 正樹

1 発注内容等

(1) 工事名	水道監視システムほか光回線化工事
(2) 工事場所	安芸高田市内
(3) 工事概要	水道監視システムの光回線化並びに美土里地区水道施設間接続の光回線化 テレメータ盤・・・N=1面 テレメータ装置・・・N=6式 光回線化・・・N=1式 上記に係る電気工事・・・N=1式
(4) 工期（予定）	契約の日の翌日から令和8年2月20日まで
(5) 予定価格	35,250,000円（消費税相当額を除く）
(6) 落札者の決定方法	低入札価格調査制度対象（建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱による） ——
(7) 入札保証金	免除
(8) 契約保証金	納付（共通事項17）
(9) 資格要件確認書類	開札後に提出を求める（公告3（7）及び共通事項6）
(10) その他	——

2 入札参加資格

共通事項3（2）に掲げる要件のほか、次の要件をすべて満たしていること。

技術要件以外の要件		
令和7・8年度 (1) 安芸高田市建設工事等 入札参加資格	ア 認定が必要な業種	電気通信工事
(2) 営業所（建設業法第3条第1項）の所在地		広島県内に主たる営業所（本店）または営業所（支店）を有すること
(3) 年間平均完成工事高		2（1）アに定める業種について1（5）に掲げる予定価格の1/2以上
(4) 特定建設業許可の要否		不要
(5) 設計業務等の受託者（右欄の者）でないこと又は当該受託者と資本金及び人事面において関係を有さないこと		——
(6) 開札日までの間に右欄に掲げる工事の入札の落札者でないこと（工区設定工事）		——
技 術 要 件		
(7) 元請施工実績		
ア 種類（及び規模）		電気通信工事であって広島県内の上水道事業または工業用水道事業で、テレメータまたは遠隔監視装置の新設または更新工事の実績がある者。（維持修繕工事を除く）
イ 完成検査		平成22年4月1日から令和7年8月20日までの間に完成検査を受けていること。

	ウ その他	国、地方公共団体又は法人税法別表 1 の公共法人が発注した公共工事等に限る。
(8) 配置予定技術者		
	ア 専任配置の要否	請負代金額が建設業法施行令第 27 条第 1 項に定める金額以上となる場合は専任配置を必要とする。
	イ 資格等	建設業法施行令第 2 条に定める金額以上を下請契約する場合は(1)アの業種について建設業法第 15 条第 2 号イ又はロに該当する者で管理技術者の資格を有する者、それ以外の場合は、建設業法施行令第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者であること。
	ウ 経験	不要

- (注) ※ (1)イ、ウについては、(1)アの業種がプレストレストコンクリート工事、鋼橋上部工事である場合は、それぞれ土木一式工事、鋼構造物工事についてのものとする。
- ※ (2)及び(4)については、(1)アの業種がプレストレストコンクリート工事、法面処理工事、鋼橋上部工事、である場合は、それぞれ土木一式工事、とび・土工コンクリート工事、鋼構造物工事についてのものとする。
- ※ (3)は(1)の資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等による。
- ※ (5)の資本金及び人事面における関係とは次の場合をいう。
- ・当該受託者の発行済み株式総数の過半数を有する
 - ・代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている
- ※ (7)イについては、(1)アの業種がプレストレストコンクリート工事、法面処理工事、鋼橋上部工事である場合は、それぞれ土木一式工事、とび・土工コンクリート工事、鋼構造物工事についてのものとする。
- ※ (6)(7)が特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての実績等である場合は、出資比率 20% 以上のものに限る。

3 入札日程等

手続等	期間・期日	場所・方法等
(1) 設計図書の閲覧	令和 7 年 8 月 21 日から 令和 7 年 9 月 5 日までの毎日（休日を除く） 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで	安芸高田市役所本庁 第 2 庁舎 安芸高田事務所 (安芸高田市吉田町吉田 791)
(2) 設計図書に係る質問	令和 7 年 8 月 21 日から 令和 7 年 9 月 2 日までの毎日（休日を除く） 午前 9 時から午後 4 時まで	安芸高田事務所 (安芸高田市吉田町吉田 791) 電話 0826-47-1203 書面により提出
(3) 質問に対する回答書の閲覧	令和 7 年 9 月 5 日までの毎日（休日を除く） 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで	・安芸高田市役所本庁 第 2 庁舎 安芸高田事務所 (安芸高田市吉田町吉田 791) ・広島県水道広域連合企業団ホームページにて掲載 https://www.union.hiroshima-water.lg.jp
(4) 総合評価に係る技術資料の提出	——	——
(5) 入札	令和 7 年 9 月 8 日午前 9 時から 令和 7 年 9 月 9 日午後 4 時まで ※電子要領に規定する書面参加を行う場合は、 令和 7 年 9 月 8 日午後 4 時から 令和 7 年 9 月 9 日午前 9 時までを除く。	電子入札 (電子要領の規定により書面入札を行う場合の提出場所は(2)に同じ)
(6) 開札	令和 7 年 9 月 10 日午前 10 時 00 分	電子入札システムによる
(7) 資格要件確認書類の提出	資格要件確認書類提出依頼書を受け取った日から、同依頼において指定された提出期限の日までの毎日（休日を除く。） 午前 9 時から午後 3 時まで	書面を持参又は電子入札システムにより提出（共通事項 6） (書面を提出する場合の提出場所は(2)に同じ)

- (注) ※ 休日とは、安芸高田市の休日を定める条例第 1 条の休日をいう。

4 工事費内訳書（共通事項 2）

工事費内訳書（様式）は、安芸高田市のホームページからダウンロードできる。

<http://www.akitakata.jp/>

5 問合せ先

広島県水道広域連合企業団安芸高田事務所（安芸高田市吉田町吉田 791 電話 0826-47-1203）